

## 介護ウェブ 2021 推進ニュース

## ■「補足給付の見直しの中止・凍結を求める団体署名」等の緊急の取り組みについて（2021年4月8日）（全日本民医連）

2021年8月から「補足給付」（低所得者を対象とする施設・短期入所の居住費・食費の負担軽減制度）の見直しが予定されています。全日本民医連では緊急の取り組みとして、「補足給付の見直しの中止・凍結を求める団体署名」、「補足給付の見直しに関するアンケート」を提起しました（通達第ア-365号）。

補足給付の見直しの内容は、第1に資産要件の見直しであり、これまで一律1000万円だった預貯金の基準額を一部の所得段階について500万円～650万円を引き下げるといいます。第2に、所得段階に応じた食費の引き上げです。施設では、新設される「第3段階②」に該当する入所者の食費は月2万2000円の引き上げとなります。また、短期入所では、「第2段階」で1日210円、「第3段階①」350円、「第3段階②」650円の引き上げとなります。

これらの見直しによって、食費の負担が困難になる、補足給付の対象そのものから除外されるなどの事情により、施設への入所や短期入所の利用を続けることができなくなる深刻な事態が生じることは明らかです。すでにいくつかの特養からは、現行の「第3段階」のうち3～6割の入所者が新たな「第3段階②」（月2万2000円の負担増）に該当すると報告も頂いています。

そもそも補足給付の対象となるのは、本人・世帯とも市町村民税非課税の場合です。低所得者の負担を引き上げる、しかもそれを国民全体が様々な困難を強いられているコロナ禍のもとで実施する今回の補足給付の見直しに道理はありません。現場から大きな声をあげ、見直しの実施を中止・凍結させましょう。

## ＜現在までに各地から寄せられた見直しに対する意見・要望＞

各地から寄せられた意見・要望の一部を紹介します。

- ◇これ以上入所者の負担を上げないで下さい。入所継続できません。また、入所を考えている低所得者世帯は入所を断念せざるを得なくなります。絶対にやめて下さい。
- ◇国は国民のことを何も考えていない。考えようともしない！沖縄は低所得者が多いなか、今以上に生活を苦しめようとしているのか!!今すぐ国民のことを第一に考え、補足給付の見直しを「中止」して下さい。
- ◇新型コロナ感染の影響が終息しないなかで低所得者の負担を強いる政策は国民の生きる権利を蔑ろにする行為です。補足給付の見直しの中止を求めます。
- ◇国民全体がコロナ禍の困難を乗り越えるために苦しんでいます。低所得者層の方々の苦難は計り知れません。補足給付の見直しにより施設への入所、短期入所の利用を控えざるを得ないことで、命にかかわる事態を想定しています。補足給付の見直しを中止、凍結して下さい。
- ◇施設利用者にとってかなりの負担増となるこの見直しは決して認めることはできません。断固として中止を求めていきます。
- ◇介護保険制度施行から20年、改悪に次ぐ改悪である。これ以上の制度の後退は利用者がサービスを受けることができなくなり、制度そのものが崩壊してしまいます。見直しを中止して下さい。
- ◇なぜ今しないといけないんですか。ただでさえ苦しい生活がコロナ禍によりさらに苦しんでいます。あまりに

## ★ 今回の見直しに対する意見・要望

補足給付が2017年以降に施設入所者は多くいます。見直しで入所利用を続けることが困難になる可能性があります。利用者が必要最低限の利用で済む制度では困ります。見直しを中止して下さい。

コロナ禍の終息が近いなか国民にあまり知らせないやり方での負担増は、絶対許されません。

コロナ禍のことでできる引き上げは絶対反対!!

もひどい政策だと思えます。

◇コロナ禍のもと、多くの困難を強いられる状況で低所得者へ負担を押し付けるのはなぜでしょうか。むしろ支援が必要だと思えます。補足給付の見直しは中止すべきです。

◇現在コロナ禍で失業等が大きく、経済を打撃している。現在、食べるお金もない国民が増大しているなかの補足給付の見直しは、国民の真の姿が見えていない。国民の為の政策にしてほしいものだ。

◇今回の対象者が約 27 万人、その影響額は約 100 億円と厚労省は説明している。この影響は甚大であり、許されない。そもそも、負担の困難な非課税世帯を支える制度であったはずが、資産要件を厳しくし、低年金者に負担を強いることはありえません。直ちに中止して下さい。

## ■ 2021 年度介護報酬改定の Q&A が示される (第 5、6 弾)

4 月 9 日、4 月 15 日、厚労省から介護報酬改定に関する追加の Q&A が発出されました。

4 月 9 日の Q&A では居宅療養管理指導で医師や歯科医師が指示を行うに当たっては、診療状況を示す文書や処方箋などに「要訪問」、「訪問指導を行うこと」といった指示を行ったことがわかる内容や指示期間 (6 カ月以内に限る) の記載を求めています。文書は、メールやファクスなどでも可能です。同じ居宅療養管理指導事業所に勤務する人に指示する場合や、緊急の際などやむを得ない事情がある場合はこうした対応は求めないと示されました。

1 カ月以内の指示を行う場合は記載不要とし、緊急の際などやむを得ない場合は後日に指示期間を文書などで示すこととしています。居宅療養管理指導は医師か歯科医師の指示がない場合は算定できません。

科学的介護情報システム (LIFE) については、「厚労省が示した各加算の様式例を必ず活用しなければならないのか」との問いに対し、提出項目は順守しなければならない一方で、様式については同一のものを用いることを求めるものではないと説明しています。

・参考:「令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol.5) (2021 年 4 月 9 日)

URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000767888.pdf>

・参考:「令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol.6) (2021 年 4 月 15 日)

URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000769501.pdf>

・全日本民医連の職員専用ページに介護報酬 2021 年改定関係資料をアップロードしていますのでご覧ください。

URL: <https://www.min-iren.gr.jp/kaiin/05-kaigo-hukushi/10-kaigohoshu/10-kaigohoshu2021.html>

※「ユーザー名」「パスワード」は各県連にご確認ください。

## ■ 各地の取り組み

### ○ 介護職員のワクチン優先接種について県に要望書を提出 (奈良民医連)

3 月 30 日、奈良民医連は新型コロナウイルスワクチンの優先接種について、居宅サービス事業所の介護職員も優先接種の対象とするようにと、県に要望書、113 事業所の団体署名を提出しました。

現在、施設に勤務する介護職員は優先接種の対象ですが、居宅サービス事業所の介護職員は新型コロナ患者の受け入れを登録するなどの条件を満たさない場合、一般の人と同じタイミングでの接種となっています。介護現場は入浴や食事の介助など職員が「感染させるリスク」も「感染するリスク」も高いことから、県内すべての介護職員を優先接種の対象とするよう要望しました。

県連の山崎直幸事務局長は、「医療の現場、そして介護の現場をしっかり守っていくことは県民のコロナ対策の基盤だと私たちは思っています」と訴えられました。



お問い合わせ先 介護ウェブ推進本部

TEL:03-5842-6451

E-mail:[min-kaigo@min-iren.gr.jp](mailto:min-kaigo@min-iren.gr.jp)

全日本民医連事務局:高梨